

アドミニストレーション

第12巻3・4合併号 2006年3月

片岡 勲教授、立山敏男教授退職記念号

片岡 勲教授略歴	(i)
立山敏男教授略歴	(iii)

巻頭の辞

片岡 勲教授への献辞	中宮 光隆 (1)
立山敏男教授への献辞	中宮 光隆 (3)

論説

公法学の新構成 -『学としての公法』再説-	手島 孝 (5)
中国の行政許可手続に関する考察(一) - 中華人民共和国行政許可法の規定を中心として -	上拂 耕生 (29)
ケーススタディ法及び内観法による 語彙学習ストラテジー研究の検討	田中 祐治 (65)
サイバー空間を活用した新しい学習環境の構築 藤本竜之介・飯村伊智郎・國藤 進・松野了二・津曲 隆	(85)
A. A. Youngの景気循環対策 - 知識、失業保険、公共事業 -	松尾 隆 (111)
マックス・ヴェーバーにおける「科学」と「政治」 - わが国における「価値自由」論の展開 -	米沢 和彦 (135)
ローカル・オンブズマン - 地方自治体における三権分立の確立? -	渡邊 榮文 (151)

研究ノート

平小城地域活性化に向けたマーケティング戦略について 立山敏男・黄 在南・宮園博光・森 直哉	(173)
--	---------

調査報告

大型プラズマディスプレイによる 情報提示システムとその運用	藤本竜之介・井村麗子 (211)
--	--------------------

翻訳

ヨーロッパ連合(EU)における家族法の統一	ケストラー オリバー フランツ 古屋壮一 訳 (258)
-----------------------------	-----------------------------------

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会员）
- (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生（院生会員）
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生（学生会員）
- (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者（特別会員）
- (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会员であった者、およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

————— (略) —————

第5章 著作権

【著作権の帰属】

第15条 熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』に掲載した著作物の著作権は、熊本県立大学総合管理学会に帰属する。

2 著作物の内容の責任は、著作者が負う。

付 則

————— (略) —————

この会則は、2002年7月25日から施行する。但し、第15条については、熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』第1巻第1号に遡って適用されるものとする。

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学名誉教授・元学長）

会 長 中宮 光隆（熊本県立大学総合管理学部学部長）